



フィリピン: 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート (2020年5月18日現在)

執筆者: 佐藤 正孝、ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ (Michelle Marie F. Villarica)

*本条は、2020年5月18日現在有効な情報に基づいて作成したものです。

I. コミュニティ隔離の実施

2020年5月16日から2020年5月31日までの間、フィリピンは①COVID-19の感染リスクが高い地域では強化されたコミュニティ隔離(以下「ECQ」といいます。)、②感染リスクが低減しつつある地域では修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置(以下「MECQ」といいます。)、③その他の地域では一般的なコミュニティ隔離措置(以下「GCQ」といいます。)を実施します。

分類は以下のとおりです。

- a. ECQが実施される地域:
 - セブ市
 - マンダウエ市

- b. MECQが実施される地域:
 - 首都圏(マニラ首都圏)及びパテロスの高度都市化市(highly urbanized cities)
 - バターン州、ブラカン州、ヌエバ・エシハ州、パンパンガ州、ザンパレス州、アンヘレス市
 - ラグーナ州

- c. GCQが実施される地域:
 - 上記 a、b 以外に含まれないその他の全ての州、高度都市化市、独立市(Independent component cities)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

II. 許可された活動

上記のコミュニティ隔離の実施は、2020年5月15日付で新感染症に関する省庁間タスクフォース(以下「IATF」といいます。)が発行したフィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン(以下「IATF ガイドライン」といいます。)に含まれ、①2020年5月5日付の貿易産業省(「DTI」)覚書第20-22号(「DTI ガイドライン」)、(ii)2020年5月4日付の公共事業道路省(「DPWH」)命令令第35号(「DPWH ガイドライン」)、及び2020年5月12日付の運輸省(「DOTr」)覚書第2020-2185号(「DOTr ガイドライン」)によって補足されています。

これらのガイドラインには、修正された一般的なコミュニティ隔離措置(「MGCQ」)の実施が含まれていますが、IATFが発出した最新の決議であるIATF 決議第37号によれば、フィリピンのいかなる領域もMGCQの対象とはされていません。しかしながら、GCQの対象となった領域は、最終的にはMGCQに移行するものと思われます。

ガイドラインの概要は以下のとおりです。

アクティビティ	ECQ	対策本部	GCQ	MGCQ
1. 人の移動	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠な物品及びサービスへのアクセス並びに許可された事務所若しくは事業所における労働又は以下に掲げるその他の活動に限る。 以下の者は、必要不可欠な物品及びサービスを得るため、又は営業が認められている産業及び事務所における労働のために不可欠である場合を除き、可能な限り自宅にとどまるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 21歳未満の者 60歳以上の者 免疫不全、合併症又はその他の健康リスクのある者 妊娠中の者 これらの者と同居する者 牧師、司祭、ラビ、イマーム、その他の聖職者は、葬式を行うことが認められる。 COVID-19以外の事由による死亡者の近親者は、死亡者との関係を十分に証明した上で、故人の通夜又は埋葬に立ち会うために住居から移動することが認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠な物品及びサービスへのアクセス並びに許可された事務所若しくは事業所における労働又は以下に掲げるその他の活動に限る。 以下の者は、必要不可欠な物品及びサービスを得るため、又は営業が認められている産業及び事務所における労働のために不可欠である場合を除き、可能な限り自宅にとどまるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 21歳未満の者 60歳以上の者 免疫不全、合併症又はその他の健康リスクのある者 妊娠中の者 これらの者と同居する者 牧師、司祭、ラビ、その他の聖職者は、葬式を行うことが認められる。 COVID-19以外の事由による死亡者の近親者は、死亡者との関係を十分に証明した上で、故人の通夜又は埋葬に立ち会うために住居から移動することが認められている。牧師、司祭、ラビ、イマーム、その他の聖職者は、家庭で宗教儀式を行うことも認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠な物品及びサービスへのアクセス並びに許可された事務所若しくは事業所における労働又は以下に掲げるその他の活動に限る。 以下の者は、必要不可欠な物品及びサービスを得るため、又は営業が認められている産業及び事務所における労働のために不可欠である場合を除き、可能な限り自宅にとどまるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 21歳未満の者 60歳以上の者 免疫不全、合併症又はその他の健康リスクのある者 妊娠中の者 これらの者と同居する者 牧師、司祭、ラビ、その他の聖職者は、葬式を行うことが認められる。 COVID-19以外の事由による死亡者の近親者は、死亡者との関係を十分に証明した上で、故人の通夜又は埋葬に立ち会うために住居から移動することが認められている。 牧師、司祭、ラビ、イマーム、その他の聖職者は、家庭で宗教儀式を行うことも認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 認められる。 以下の者は、可能な場合には、代替的な勤務態様を認められるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の者 免疫不全、合併症又はその他の健康リスクのある者 妊娠中の者
2. 屋外での運動	<ul style="list-style-type: none"> 不可。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外でのウォーキング 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外でのウォーキング 	<ul style="list-style-type: none"> 認められる(ゴルフ、テ

アクティビティ	ECQ	対策本部	GCCQ	MGCQ
		<p>グ、ジョギング、サイクリング等の個人で行う運動はマスクを着用し、2メートルの距離を保つことを条件として認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 21歳未満の者、60歳以上の者、免疫不全、合併症又はその他の健康リスクのある者、妊娠中の者、及びこれらの者と同居する者は、屋外での運動は認められない。 	<p>グ、ジョギング、サイクリング等の個人で行う運動はマスクを着用し、2メートルの距離を保つことを条件として認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 21歳未満の者、60歳以上の者、免疫不全、合併症又はその他の健康リスクのある者、妊娠中の者、及びこれらの者と同居する者は、屋外での運動は認められない。 	<p>ニス、テーブルテニス等の非接触競技を含む。)</p>
3. 集まり	<ul style="list-style-type: none"> 不可 	<ul style="list-style-type: none"> 無許可、業務に必要な不可欠ではないもの、又は娯楽に関連する集まり(映画上映、コンサート、スポーツイベント等)は不可。 宗教的な集まりは5名以内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 無許可、業務に必要な不可欠ではないもの、又は娯楽に関連する集まり(映画上映、コンサート、スポーツイベント等)は不可。 宗教的な集まりは5名以内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が会場または座席の定員の50%に制限されていることを条件として認められる。
4. 公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 以下のもの以外不可。 <ul style="list-style-type: none"> 事業を行うことが認められる事務所又は事業所の従業員のために委託されたシャトルサービス。 政府が提供する2地点間輸送サービス。 DOTr Guidelinesを遵守する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下のもの以外不可。 <ul style="list-style-type: none"> 事業を行うことが認められる事務所又は事業所の従業員のために委託されたシャトルサービス。 政府が提供する2地点間輸送サービス。 OTr Guidelinesを遵守する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関は、DOTr Guidelinesに従い、減便し、定員を減らした上で運行しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> DOTr Guidelinesに従って認められる。
5. 自家用輸送	<ul style="list-style-type: none"> 会社シャトルは、定員の50%での運行が認められている。 個人車両は定員の50%での運行が認められており、運転者の列に1人で乗車することしか認められていない。 自転車は1名でのみ利用可。 二輪車は1名でのみ利用可。 Eスクーターは、1名でのみ利用可。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社シャトルは、定員の50%での運行が認められている。 個人車両は定員の50%での運行が認められており、運転者の列に1人で乗車することしか認められていない。 自転車は1名でのみ利用可。 二輪車は1名でのみ利用可。 Eスクーターは、1名でのみ利用可。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社シャトルは、定員の50%での運行が認められている。 個人車両は定員の50%での運行が認められており、運転者の列に1人で乗車することしか認められていない。 自転車は1名でのみ利用可。 二輪車は1名でのみ利用可。 Eスクーターは、1名でのみ利用可。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社シャトルは、定員の50%での運行が認められている。 個人車両は定員の50%での運行が認められており、運転者の列に1人で乗車することしか認められていない。 自転車は1名でのみ利用可。 二輪車は1名でのみ利用可。 Eスクーターは、1名でのみ利用可。
6. 貨物の移動	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる形態のコミュニティ隔離の対象となっている地域内では地域を越えて、陸上、航空又は海上によるあらゆる種類の貨物の移動が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる形態のコミュニティ隔離の対象となっている地域内では地域を越えて、陸上、航空又は海上によるあらゆる種類の貨物の移動が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる形態のコミュニティ隔離の対象となっている地域内では地域を越えて、陸上、航空又は海上によるあらゆる種類の貨物の移動が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる形態のコミュニティ隔離の対象となっている地域内では地域を越えて、陸上、航空又は海上によるあらゆる種類の貨物の移動が認められる。

アクティビティ	ECQ	対策本部	GCQ	MGCQ
	<ul style="list-style-type: none"> 物流セクターの労働者は、最大 5 名の要員が陸上で、積載の有無にかかわらず、運搬車両を運行することができることを条件として、あらゆる形態のコミュニティ隔離の対象となっている地域を越えて通過することが認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流セクターの労働者は、最大 5 名の要員が陸上で、積載の有無にかかわらず、運搬車両を運行することができることを条件として、あらゆる形態のコミュニティ隔離の対象となっている地域を越えて通過することが認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流セクターの労働者は、最大 5 名の要員が陸上で、積載の有無にかかわらず、運搬車両を運行することができることを条件として、あらゆる形態のコミュニティ隔離の対象となっている地域を越えて通過することが認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流セクターの労働者は、最大 5 名の要員が陸上で、積載の有無にかかわらず、運搬車両を運行することができることを条件として、あらゆる形態のコミュニティ隔離の対象となっている地域を越えて通過することが認められている。
7. 公共・民間工事	<ul style="list-style-type: none"> DPWH ガイドラインを遵守することを条件として、公共及び民間の建設プロジェクトは、必要不可欠なもの(下水道、水道施設、デジタルワーク、保健施設)及び優先度の高いもの(食糧生産、農業、エネルギー、住宅、通信、水道、製造及びビジネスプロセスアウトソーシング)のみが認められる。 作業員の配置前 <ul style="list-style-type: none"> 既存の健康状態を伴わない 21 歳以上 59 歳未満の作業員のみ 作業員は、作業開始前に COVID-19 の検査を受け、必要に応じて再検査を受けるべきである(請負業者が費用を負担する)。 作業員は、プロジェクト期間中、隔離施設のあるバラックに收容されるべきである。 請負業者が施設への自家用輸送を手配する。 請負業者が、現場の従業員のための検疫パスを取得する。 作業員の配置中 <ul style="list-style-type: none"> バラック内を含め、常に安全距離を維持する。 毎日の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> DPWH ガイドラインを遵守することを条件として、公共及び民間の建設プロジェクトは、必要不可欠なもの(下水道、水道施設、デジタルワーク、保健施設)及び優先度の高いもの(食糧生産、農業、エネルギー、住宅、通信、水道、製造及びビジネスプロセスアウトソーシング)のみが認められる。 作業員の配置前 <ul style="list-style-type: none"> 既存の健康状態を伴わない 21 歳以上 59 歳未満の作業員のみ 作業員は、作業開始前に COVID-19 の検査を受け、必要に応じて再検査を受けるべきである(請負業者が費用を負担する)。 作業員は、プロジェクト期間中、隔離施設のあるバラックに收容されるべきである。 請負業者が施設への自家用輸送を手配する。 請負業者が、現場の従業員のための検疫パスを取得する。 作業員の配置中バラック内を含め、常に安全距離 	<ul style="list-style-type: none"> DPWH ガイドラインを遵守することを条件として、全ての公共及び民間の建設プロジェクトが認められる。 作業員の配置前 <ul style="list-style-type: none"> 既存の健康状態を伴わない 21 歳以上 59 歳未満の作業員のみ。 作業員は、作業開始前に COVID-19 の検査を受け、必要に応じて再検査を受けるべきである(請負業者が費用を負担する)。 作業員は、プロジェクト期間中、隔離施設のあるバラックに收容されるべきである。 請負業者が施設への自家用輸送を手配する。 請負業者が、現場の従業員のための検疫パスを取得する。 作業員の配置中バラック内を含め、常に安全距離を維持する。 毎日の消毒。 工事現場外での用事を最小限に抑える。 外部から戻る全ての作業員について検疫を義務づける。 引渡し・処分は 	<ul style="list-style-type: none"> DPWH ガイドラインを遵守することを条件として、全ての公共及び民間の建設プロジェクトが認められる。 作業員の配置前 <ul style="list-style-type: none"> 既存の健康状態を伴わない 21 歳以上 59 歳未満の作業員のみ。 作業員は、作業開始前に COVID-19 の検査を受け、必要に応じて再検査を受けるべきである(請負業者が費用を負担する)。 作業員は、プロジェクト期間中、隔離施設のあるバラックに收容されるべきである。 請負業者が施設への自家用輸送を手配する。 請負業者が、現場の従業員のための検疫パスを取得する。 作業員の配置中バラック内を含め、常に安全距離を維持する。 毎日の消毒。 工事現場外での用事を最小限に抑える。 外部から戻る全ての作業員について検疫を義務づける。 引渡し・処分は

アクティビティ	ECQ	対策本部	GCQ	MGCQ
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事現場外での用事を最小限に抑える ○ 外部から戻る全ての作業員について検疫を義務づける。 ○ 引渡し・処分は別チームで行う。 ● 請負業者は、コンプライアンスを確実にするために、安全管理者を任命しなければならない。 ● 詳細はDPWHガイドラインを参照。 ● DPWH の定める小規模な事業は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ を維持する。 ○ 毎日の消毒 ○ 工事現場外での用事を最小限に抑える ○ 外部から戻る全ての作業員について検疫を義務づける。 ○ 引渡し・処分は別チームで行う。 ● 請負業者は、コンプライアンスを確実にするために、安全管理者を任命しなければならない。 ● 詳細はDPWHガイドラインを参照。 ● DPWH の定める小規模な事業は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別チームで行う。 ● 請負業者は、コンプライアンスを確実にするために、安全管理者を任命しなければならない。 ● 詳細はDPWHガイドラインを参照。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 請負業者は、コンプライアンスを確実にするために、安全管理者を任命しなければならない。 ● 詳細はDPWHガイドラインを参照。

III. Covid-19 の職場での予防と管理に関するガイドライン

COVID-19 の職場での予防と管理に関する DTI と労働雇用省(以下「DOLE」)の暫定ガイドラインに基づき、操業を許可された民間機関は、コミュニティ隔離の実施期間中、職場で以下の指針を遵守することが期待されている。

接触を最小限にするためのルール

1. 職場の全員がマスクを常時着用しなければならない。事業主は、従業員に対して適切なフェイスマスクを支給しなければならない。
2. 事業主は、毎日全従業員が建物や仕事場に入る前に、健康状態調査受けるように義務付けなければならない。調査の回答に基づき、当該回答者が診療所職員による更なる診察を必要とする場合には、診察のため事業者が指定する風通しの良い場所に隔離し、作業場に立ち入らせてはならない。
3. 全従業員は、体温検査を受けなければならない。体温が 37.5 度を超える者は、診察のため事業者が指定する風通しの良い場所に隔離し、作業場に立ち入らせてはならない。
4. 使用者は、従業員が頻繁に触れるものに関する消毒プロセスを確立しなければならない。サニタイザーは、廊下、会議場、エレベーター、階段、及び労働者が通行するエリアに設置されていなければならない。
5. 全従業員間で、常に一定の距離を保たなければならない。
6. 事業主は、ローテーションでの勤務時間シフトや在宅勤務などの代替的な勤務形態を、可能な限り採用しなければならない。
7. 従業員と顧客が長時間対面して接触することは控えられるべきである。対面での会議は極力短く、また参加者を最小限に絞って行われなければならない。会議が長時間にわたる場合には、テレビ会議を活用する。
8. 適切な物理的距離を保てるよう、オフィステーブルを配置する。
9. 通路、廊下、及び歩道における移動が一方向になるよう、作業場の配置を設計する。

感染の疑いがある場合のルール

1. COVID-19 に感染している疑いがある場合は、職場の指定隔離場所に移動しなければならない。事業主は、COVID-19 感

染疑いのある個人を検査のために移動させる手順を確立しておかなければならない。

2. 事業主は、勤務場所を消毒しなければならない。作業の再開は 24 時間経過後のみから可能であり、感染疑いの者と接触があった従業員は、14 日間、自宅隔離を受けなければならない。

Covid-19 試験

事業主は、従業員について COVID-19 の検査を行うことができる。検査キットは事業主が責任をもって入手する。保健省のプロトコルに従い、COVID-19 の検査についての社内ポリシーを定め、事業主と従業員の間で合意される必要がある。

事業主の責務

1. COVID-19 の予防及び管理に関する方針を、従業員と協議の上、制定する。
2. 従業員の健康と職場を安全に保つため、マスク、石けん、手の消毒液、消毒剤、個人防護具、検査キットなどの資材を提供する。
3. COVID-19 予防及び管理措置を確認するための安全管理者を指名する。
4. 従業員に対する健康保険の提供を充実させる。
5. 適用される規則により、利用可能又は必要とされる場合、従業員に送迎サービス又は近隣の宿泊施設を提供する。
6. 地域社会内からの従業員採用を優先する。
7. 従業員に問題が生じた場合に報告を受けるために、COVID-19 ホットラインまたはコールセンターを設置する。
8. 毎月、「労働災害疾病報告書」(WAIR)を用いて、疾病、疾病、負傷の報告を DOLE に提供する。¹

より詳細な指針については、2020 年 4 月 30 日付の DTI 及び DOLE の勤務場所における COVID-19 の予防及び管理に関する暫定ガイドライン又はその改訂版をご参照ください。



さとう まさたか
佐藤 正孝

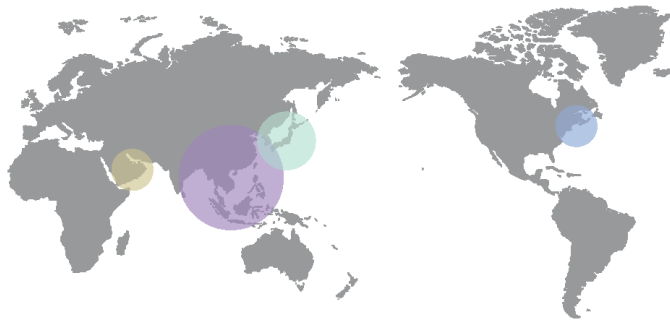
西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士
m.sato@jurists.co.jp



ミシェル マリエ
Michelle Marie F.
ヴィラリカ
Villarica

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー
michelle.villarica@jurists.jp

¹ WAIR のフォームは、<http://ro10.dole.gov.ph/fndr/mis/files/WAIR.PDF> から入手可能である。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。